

総務常任委員会

委員長 鈴木昌一

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

【主な内容】

(1)育児休業等の対象となる子の範囲拡大

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を追加。
 (2)非常勤職員が育児休業をすることができ期間

ア イ及びウ以外の場合
 子の出生の日から1歳到達日まで
 イ 配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業している場合

ウ 子の出生の日から1歳2月に達する日まで(最長1年間)

1歳から1歳6月に達する子を養育するため、次のいずれにも該当する非常勤職員が1歳到達日の翌日から育児休業しようとする場合

・非常勤職員又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしようとする場合
 ・子の1歳到達日に育児休業をすることが特に必要と認める場合

← 子の1歳到達日の翌日から1歳6月に達する日まで

質疑

今回の改正に伴って、どの程度休暇の取得が進むと考えているのか。

【答弁】本市の保育園・幼稚園には、大勢の保育士・幼稚園教諭が嘱託職員として配属されている。今回の改正で、嘱託職員にも育児休業が認められることで、

離職防止につながるものと考えている。
 審査の結果、原案通り可決。

南相馬市行政嘱託員の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について

【主な内容】

(1)報酬引き上げ

震災以降、行政嘱託員の業務量が増加しており、また行政嘱託員の担い手不足を解消するため、行政嘱託員の報酬(均等割額)を引き上げるもの。
 ※行政嘱託員の業務…広報誌等の配布、市と市民との間の連絡等の伝達、市が行う調査の取りまとめ、募金等の協力など

(2)引上げの内容

改正後	改正前
均等割額(月額) 22,000円	均等割額(月額) 20,000円
世帯割額(月額) 世帯数×70円	世帯割額(月額) 世帯数×70円

【施工日】平成29年4月1日

質疑

報酬引き上げの理由として、震災以降、行政嘱託員の業務量が増加していることとされるが、具体的にどのような業務が増えているのか。

【答弁】広報紙等の配布物と比較すると、震災前と比べると、約1.5倍増えている。

質疑

行政嘱託員の業務が増加している実態は理解しているが、本来の嘱託の範囲や、業務に見合った報酬がどの程度なのか、行政嘱託員制度のあり方も含めて整理・検討が必要では。

【答弁】

市と市民との間の連絡調整、様々な会議への出席要請等、嘱託の範囲も含めて、行政嘱託員が活動しやすくする体系を、今後総合的に検討していきたい。
 審査の結果、原案通り可決。

【施行日】

平成29年4月1日

質疑

震災以降、消防団員の活動の重要性が増す一方で、団員確保が難しい状況だ。今回の処遇改善で、団員不足が解消されると考えているのか。また、儀礼的な式典等も、団員に必要な以上の負担となっている側面もあるのではないか。

【答弁】

消防団員は高い使命感のもと、日々消防団活動に従事されている。真に必要な訓練業務と、形式的な式典の内容等について見直しを検討し、時代の流れにも即応した消防団のあり方について、いま一度原点に立ち返って検証していきたい。
 審査の結果、原案通り可決。



整備が進む防災備蓄倉庫

文教福祉常任委員会

委員長 太田 淳一

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【主な内容】

東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の

国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

質疑

避難指示区域の解除にあたり、これまで執行部は「解除と支援はリンクさせない」と言ってきた

国民健康保険税の減免（第3条関係）
及び介護保険料の減免（第4条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
①避難指示等対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等	平成29年4月 ～平成30年3月	平成28年4月 ～平成29年3月
②平成28年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（南相馬市、葛尾村、川内村、飯館村、川俣町の一部）の上位所得層	平成29年4月 ～平成29年9月	平成28年4月 ～平成29年3月
③避難指示等対象地域以外の被災区域	平成29年4月 ～平成30年3月	平成28年4月 ～平成29年3月
④上記①②③以外の地域	減免なし	減免なし

が、この条例改正により、平成28年度中に解除された旧避難指示解除準備区域等の上位所得者については、平成29年9月をもって国保税及び介護保険料の減免措置から外され、結果して解除と支援がリンクされたことになる。本年2月に国から支援を打ち切る旨の通知があったとのことだが、それが以降、今日まで、何らかの抗議なり要請なりのアクションを起こしたのか。

【答 弁】

市長として、厚生労働省には何度も出向いており、その都度、この線引きの問題及び市内一律にすべきであるということについて意見を述べてきている。今回、支援を打ち切る旨の国の姿勢が明らかになったが、支援の継続と格差解消について、今後とも国に要請していきたい。

審査の結果、原案通り可決。

南相馬市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【主な内容】

市立総合病院の医療看護体制の強化（脳卒中センター）に向けた職員数を確保するため、必要な改正を行うもの。

復旧・復興するための職員定数	職員定数	
	改正後	改正前
市立病院	325人	266人
合計	1,116人	1,057人

【施行日】

平成29年4月1日

【質 疑】

スタッフ不足は市立病院だけではなく、市民間病院でも深刻な状況にある。総合的な対応策の考えはあるのか。

【答 弁】

脳卒中センターの対応や病床の再編も予定していることから、総合病院として必要な看護師確保はしていかなければならない。その上で充足してきた時期に、市内民間病院に看護師を派遣するなど、連携

して協力体制をとっていきたいと考えている。
審査の結果、原案通り可決。

平成29年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について

【質 疑】

健康意識向上推進事業について、公共施設に血圧計や体重計を設置することだが、この機器選定の理由、更に公的施設で計測すべき生体情報について、どのように検討されたのか。

【答 弁】

血圧・体重の適正な管理は健康管理の基本であるという考えに基づき、自動血圧計と体重計を併設して設置する。血圧計は、記録を印字して持ち帰れるものを導入し、自身の健康に関する意識づけを行うものである。

審査の結果、原案通り可決。

常任委員会審査